

議案第 99 号

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙公報の発行に関する
条例の制定について

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を別紙
のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、本町の選挙において選挙公報の発行を行うことに伴い、
この条例を制定するため必要があるからである。

大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙公報の発行に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）

第172条の2の規定に基づき、大口町議会議員及び大口町長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 大口町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、前条の規定による選挙が行われるときは、当該選挙における候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに1回発行する。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者が、既に申請した掲載文を修正又は撤回しようとするときは、前項に規定する日に文書で申請しなければならない。

3 候補者は、その責任を自覚し、掲載文の作成に当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を掲載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の申請があったときは、掲載文（前条第2項の規定により修正された場合にあっては修正後の掲載文）を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

- 3 前条第1項の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに配布するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか委員会は、大口町役場その他適当な場所に選挙公報を据え置くことができる。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行手続を中止することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

制 定 要 旨

1 選挙公報とは

- ・候補者の政見、主張等を記載した文書で、公費で有権者に配布されるものです。
- ・町の選挙については、条例で定めることにより、国の規定に準じて選挙公報を発行することができます。この制度を導入するため、選挙公報の発行に関する条例を制定します。

2 選挙公報発行までの大まかな流れ

- ・立候補者説明会にて原稿提出方法等を説明。
- ・立候補届の事前審査のときに原稿受領。
- ・印刷業者に原稿提供。
- ・告示日（選挙期日前の火曜日）に立候補届と併せて正式に原稿受領。
- ・告示日の１８時頃、選挙管理委員会にて掲載順のくじ実施。
- ・告示日の１９時までには印刷業者に掲載順連絡、印刷開始。
- ・選挙期日前の水曜日に選挙公報納品、午前中に配送業者はこれを受領。
- ・選挙期日前の土曜日までに全戸配布。

3 施行期日

公布の日から施行します。

様式第1（第2条関係）

選 挙 公 報 掲 載 申 請 書

令和3年10月19日

大口町選挙管理委員会委員長

候補者 大口 太郎 ㊟

令和3年10月24日執行の大口町長選挙において、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けたいので、大口町議会議員及び大口町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 掲載文（写真を含む。） 別紙のとおり

備考

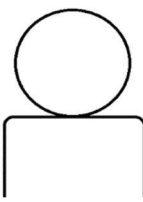
- 1 掲載文の原稿は、1通提出すること。
- 2 候補者自身の上半身、無帽、無背景の写真2枚を添付すること。
- 3 申請期日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

様式第2（第2条関係）

令和3年10月24執行
大口町長選挙
選挙公報掲載文原稿用紙

※この欄は記入しないでください

掲載 順序	
----------	--

		無所属
	大口 太郎 年齢	

候補者氏名		大口 太郎
連絡先	所在地	大口町下小口七丁目〇〇番地
	電 話	0587-95-△△△△

※この欄には記入しないでください。

受付日時	受付番号	受付者印
午前 年 月 日 時 分 午後		